

静岡県告示第410号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年5月24日

静岡県知事職務代理者

静岡県副知事 森 貴 志

1 区域の名称

神島B 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
伊豆の国市		神島	前山田 日向山 南洞 谷戸	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域
				1159-1 1号
				1670-5 2号
				1669-1 3号
				1665-2 4号
				1661-1 5号
				1660-1 6号
				1117-1 7号
				1124-2 8号
				1135-1 9号
				1142-1 10号
1150-1 11号				